

第11回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 平成29年2月23日(木)午後3時00分
- 2 開催場所 袖ヶ浦市役所2階第一会議室
- 3 定数及び出席委員数 定員16名 現員16名
- 4 出席委員 14名
 - 1番 保坂正雄
 - 2番 石渡正明
 - 3番 切替三夫
 - 4番 奥野元好
 - 5番 地引正和
 - 6番 注連野千佳代
 - 7番 有原敏夫
 - 10番 露崎春雄
 - 11番 山口武夫
 - 12番 中川喜一郎
 - 13番 小泉勝彦
 - 14番 山口勝久
 - 15番 関根芳夫
 - 16番 石塚康夫
- 5 欠席委員 2名
 - 8番 若林豊
 - 9番 渡邊美代子
- 6 出席事務職員 4名
 - 菊池事務局長
 - 在原副参事
 - 高品副主査
 - 石井副主査

◎開 会

平成29年2月23日午後3時00分 開会

○事務局長（菊池 博君） それでは、委員の皆様には強風の中、お疲れさまでございます。時間前ですけれども、予定されている委員の皆様全員おそろいですので始めさせていただきます。

それでは、地引会長からご挨拶をお願いいたします。

○議長（地引正和君） 皆さん、ご苦労さまでございます。こんにちは。きょうは関根さんとお話したのですが、春三番ということで、本来三番が一番風が強いそうでございますけれども、風も雨もやみまして無事に開会できますことをうれしく思っております。

皆さんにはまたひとつ今日もよろしく願いいたします。ご苦労さまでございます。

○事務局長（菊池 博君） ありがとうございます。

それでは、議事に入りますが、その前にお手元に資料、議案の差しかえがございます。事務局のほうから説明させていただきます。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。皆さんのお手元に議案別担当農業委員一覧というものを配付させていただいたのですが、総会資料の送付のときに一緒に入れさせていただいたのですが、議案第1号の3-1の権利者住所地の農業委員さんが切替三夫さんというふうにならなっていたのですが、関根芳夫さんの間違いでしたので、差しかえで本日置かせていただきましたので、よろしく願いいたします。申しわけありませんでした。

○事務局長（菊池 博君） それでは、すみません、よろしく願います。

それでは、議事に入りたいと思います。総会の議長は、袖ヶ浦市農業委員会会議規則第4条第1項の規定により、会長が行うことになっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（地引正和君） ただいまより第11回農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、16名中14名出席でございますので、会議は成立しております。

次に、欠席委員の報告を申し上げます。8番、若林豊委員、9番、渡邊美代子委員でございます。

◎議事録署名委員の指名

○議長（地引正和君） 日程第1、議事録署名人の指名を行います。

10番、露崎春雄委員、11番、山口武夫委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

◎議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（地引正和君） これより議案の審査を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第1号の1について事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第1号の1についてご説明いたします。

議案の1ページをごらんください。本件は、平成29年2月6日付で申請書の提出がありました。申請内容は、蔵波在住の個人が、県外在住の個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。

譲り渡し人は、高齢で遠方にいるため農地の管理ができないとのことから、代理人を通して譲り受け人に売却の申し出を行ったとのことです。

譲り受け人は、農業経営拡大の意向があり、対象農地から西側400メートルに自作地の水田があり、効率上便利であることから申し出を受けるとのことです。

総会資料1ページの位置図をごらんください。場所は、飯富字ハブチです。現地を確認したところ、現地は水田として耕作されておりました。

総会資料2ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、遊休農地はありません。

農機具等については、トラクターや田植機、コンバイン等を所有しており、もみすり乾燥については、農協のライスセンターに依頼しているとのことです。このことから耕作に必要な機械はそろっているものと思われます。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で210日従事しており、基準の150日以上従事している要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が50アールあり、50アール要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、譲り受け人は飯富地区に耕作地があり、今後とも地域の基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

11番、山口武夫委員。

○11番（山口武夫君） 2月8日午前8時に代理人の〇〇〇さんと現地を確認いたしました。田はきれいに耕されており、別に問題ございませんので、審議のほど、ひとつよろしく願いいたします。

○議長（地引正和君） 次に、住所地担当地区委員として意見を求めます。

4番、奥野元好委員。

○4番（奥野元好君） 4番、奥野です。今回〇〇さんが取得する田んぼの近くには、以前から自分が所有し稲作を耕作している田んぼがあります。1つ目が、近隣でまとめることができ農作業するのに便利だし効率もよく、これまでどおり水稻を栽培をしていくとのごことでございます。

あと、先ほど事務局のほうからのあれで農作業従事日数なのですが、〇〇さん夫婦90日と書いてあ

りますが、そのほかにせがれさんですか、〇〇さんと読んだらいいのか、30日に限らず土曜日、日曜日結構手伝って積極的にやっているようなことを聞いております。取得すればより一層励んでやってくれるのではないかと考えております。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。
質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。
これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。
採決をいたします。

議案第1号の1について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の1については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の2について事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第1号の2についてご説明いたします。

議案の1ページをごらんください。本件は、平成29年1月31日付で申請書の提出がありました。申請内容は、三ツ作在住の個人が、同じく三ツ作在住の個人から、売買により所有権を取得しようとする案件です。

譲り渡し人は、高齢となり後継者もおらず労働力不足のため、譲り受け人に売却の申し出を行ったとのことです。

譲り受け人は、対象農地が自作地に近く、耕作上便利であることから申し出を受けるとのことです。総会資料3ページの位置図をごらんください。場所は、三ツ作字屋敷前です。現地を確認したところ、現地は水田として耕作されておりました。

総会資料4ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、遊休農地はありません。

農機具等については、トラクターや田植機、コンバインにもみすり乾燥機等を所有しており、耕作に必要な機械はそろっているものと思われます。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で900日従事しており、基準の150日以上従事している要

件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が183アールあり、50アール要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、譲り受け人は既に三ツ作地域での耕作をしているため、今後とも地域の基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、申請地及び住所地担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

11番、山口武夫委員。

○11番（山口武夫君） 11番、山口です。2月18日の午前9時に、〇〇さんと現地を確認しました。現地はきれいに耕されており、また農家要件も満たされているので問題はないと思います。審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の2について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の2については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の3について事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第1号の3についてご説明いたします。

議案の2ページをごらんください。本件は、平成29年2月6日付で提出がありました。申請内容は、林在住の個人が、野里在住の個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。また、〇〇氏は、昨年12月の総会でも同じ譲り渡し人から売買により水田4筆を3条申請により購入しております。

譲り渡し人は、会社勤めで、農業用機械も古くなってきたことから耕作が困難になり、申請農地の周辺を耕作している譲り受け人に売却の申し出を行ったとのことです。譲り渡し人は、今回の申請に

関し、昨年の12月にも〇〇氏に農地を買ってもらったが、その後、再度検討した結果、残りの農地も買ってもらいたいと考えたとのことです。

譲り受け人は、対象農地周辺の野里地区の田を耕作しており、経営規模を拡大したい意向があったことから申し出を受けるとのことです。

総会資料5ページの位置図をごらんください。場所は、野里字上谷及び有合崎です。現地を確認したところ、現地は水田で、不作付地ではありましたが、草刈りがされて保全管理されておりました。

総会資料6ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、遊休農地が一部あるとのことですが、この農地は、山間部の田んぼでイノシシが出るため耕作が困難であり、周りの田も耕作をやめてしまい、現在は田へ行く道もない状態とのことです。そのほかの農地については、全て耕作しているとのことです。

農機具等については、トラクターや田植機、コンバイン等を所有しており、もみすり乾燥機については、農協のライスセンターを利用しているとのことです。このことから耕作に必要な機械はそろっているものと思われます。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で600日従事しており、基準の150日以上従事している要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が218アールあり、50アール要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、譲り受け人は既に野里地区での耕作をしているため、今後とも地域の基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

3番、切替三夫委員。

○3番（切替三夫君） 3番、切替です。〇〇〇〇〇さんから電話がありまして、2月17日10時に、私1人で見に行きました。前にも見たところなんですけれども、現地は水田、耕作はしてなかったのですけれども、休耕状態で、でもトラクターで耕せばすぐできるような状態でした。問題ないと思いますので、ご審議をお願いします。

○議長（地引正和君） 次に、住所地担当地区委員として意見を求めます。

15番、関根芳夫委員。

○15番（関根芳夫君） 現地調査の結果、16日の夜、電話が〇〇さんより、17日の朝、〇〇さんから電話いただきまして、携帯で図面を見ながら、どこのどこだということをやりまして、1カ所はきれいになって、1カ所、〇〇さん、ちょっと荒れていたでしょう。うないかけてトラクターを落とすと、

彼らしいことをやっていました。またうないますよというようなことでした。見るところ両方とも水を入れてあらしをかければ耕作できるような状態です。もう一つのほうは、うないかけてあった。さっき事務局がおっしゃったとおり、12月の総会で皆さんにご承認いただきました本人でございますので、規模拡大、将来的には酪農をやめて〇〇に住居を移すというようなことを本人は言っていました。子供が3人とも男の子、その辺の関係があつて、そっちのほうへ出るというような話でした。

以上です。よろしくご審議お願いします。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第1号の3について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の3については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の4について事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第1号の4についてご説明いたします。

議案の2ページをごらんください。本件は、平成29年2月6日付で申請書の提出がありました。申請内容は、大鳥居在住の個人が、同じく大鳥居在住の個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。

譲り渡し人は、相続により農地を取得しましたが、会社勤めのため耕作が困難であることから、譲り受け人に売却の申し出を行ったとのことです。

譲り受け人は、対象農地が自作地に近く、耕作上便利であることから、申し出を受けるとのことです。

総会資料7ページの位置図をごらんください。場所は、大鳥居字宮ノ下です。現地を確認したところ、現地は水田として耕作されておりました。

総会資料8ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、遊休農地はありません。

ん。

農機具等については、トラクターや田植機、コンバインにもみすり乾燥機等を所有しており、耕作に必要な機械はそろっているものと思われます。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で290日従事しており、基準の150日以上従事している要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が258アールあり、50アール要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、譲り受け人は大鳥居地区に耕作地があり、今後とも地域の基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

本来は若林豊委員が担当ですが、本日欠席のため、代理で有原敏夫委員から報告をしていただきます。

7番、有原敏夫委員。

○7番（有原敏夫君） 7番、有原です。ただいま話があったとおり、本来ですとこの議案、若林委員が報告するところですが、きょうは欠席ということで、かわりに報告させていただきます。

現地確認は本人が行っております。その現地確認ですけれども、2月9日の午前中に、譲り受け人である〇〇〇さんで行ったとのことです。現場は、先ほど説明でもありましたが、大鳥居地区にある〇〇〇〇〇のすぐ北側になります。畜産農家が近くにあるということで、田んぼは若干狭いですがけれども、昨年ホールクローブサイレージを作付し、今はきれいに耕されていたそうです。〇〇さんは勤めながら農業をしてきましたが、これからは農業に力を入れていくとのことです。

ちなみに、〇〇さんを私はよく知っていますが、人柄よく、全く問題はないと思います。

以上、報告いたします。審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

有原運営委員会委員長。

○運営委員会委員長（有原敏夫君） 7番、有原です。それでは、運営委員会の内容について報告いたします。

議案第2号の整理番号1についてですが、譲り受け人が譲り渡し人から賃貸借により申請地を借り受け、保育施設用地に転用しようとするものであり、2月16日に運営委員会を開催して、現地の調査及び関係者から状況の確認とともに審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

現地確認には、譲り渡し人、譲り受け人及び代理人に出席いただき、午後3時15分から実施いたしました。現地では対象農地の確認をするとともに、関係者から説明をいただきました。現地での主な質問など、それらに対する説明は次のとおりです。

まず初めに、今回の申請地は、農地2筆のそれぞれの一部を転用する計画のため、境界杭を基準に転用する区域の確認をいたしました。

次に、建物の設置位置や排水関係に関する質問に対し、土地利用計画に基づき、予定している建物の設置位置、排水の経路、出入り口や駐車場などの配置の説明を受けました。

なお、排水関係では、汚水雑排水は浄化槽による処理を、雨水は貯留槽による抑制後、前面の市道側溝に接続するとのことでした。また、既に隣接地に保育施設がありますので、その既存施設もあわせての土地利用計画についても説明をいただきました。

次に、隣接する農地等への説明等を行っていると思うが、意見などはあったかの質問に対し、事業に関すること、建物の概要などの土地利用計画について説明を行ったが、特段の意見等はなく、同意書の提出もいただいているとのことでした。

最後に、保育施設の出入り口等、接続する市道は朝晩の交通量が多いので、通園時には十分注意することを伝えました。

場所を移し市役所会議室での審査会には、午後4時10分から、譲り渡し人、譲り受け人及び代理人に出席をいただき行いました。事務局からの議案説明を受けた後、譲り受け人、代理人からも事業の説明を受け、続いて各委員からの質問があり、譲り受け人及び代理人から説明をいただきましたので、その主な内容についてご報告いたします。

全国的な施設不足などを耳にするが、実際の状況など、保育環境全般に関する質問では、総合的な保育環境を初め市の待機児童の状況などの説明を受けました。

次に、この保育施設ができた場合の運営に関する質問について、入所可能者の総数や保育士の確保についての採用計画などが説明されました。

最後に、農地の中の施設となるが、農作業における機械の騒音、ほこり、農薬使用など、農家との共存に対する考えはどの質問では、農地の中に建設するので農家の作業に合わせた保育を行い、農家の方々との連携を大事にしていきたいとのことでした。

譲り渡し人、譲り受け人及び代理人が退席後、運営委員会委員による採決の結果、運営委員全員一致にて、議案第2号の整理番号1については許可すべきものということになりました。

以上、ご報告いたします。

○議長（地引正和君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第2号の1について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の1については許可相当と決定いたします。

次に、議案第2号の2についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

在原君。

○事務局（在原浩一君） 議案第2号、整理番号2についてご説明いたします。

議案3ページをごらんください。本件は、市内の法人が、市内在住の農地所有者から申請地である農地の一部385.20平方メートルを賃貸借にて借り受けし、太陽光発電施設用地に転用しようとする案件であります。本申請地においては、今回の申請部分以外に、平成27年2月16日付にて今回と同じ譲り受け人及び譲り受け人において、同じく太陽光発電施設用地への転用許可を受けており、既に同じ土地の一部で発電事業が行われております。

なお、今回の申請については、平成29年2月6日に申請書の提出がなされ、土地の所在、権利関係は議案記載のとおりです。

総会資料12ページの位置図をごらんください。申請地は、〇〇〇学校の南東約250メートルに位置し、県道千葉鴨川線及び新設工事中の千葉鴨川線バイパスの道路予定地に挟まれた位置にあり、この道路や住宅などにより分断され、小集団で生産性が低いことから第2種農地と判断されます。

総会資料14ページをごらんください。土地利用計画についてですが、今回の計画により64枚のパネルの設置が計画されております。

本計画における排水関連では汚水雑排水は発生せず、雨水については自然浸透により処理する計画

となっております。

総会資料13ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

3番、切替三夫委員。

○3番（切替三夫君） 3番、切替です。2月17日11時から石塚委員とともに代理人の〇〇さんと現地で落ち合いまして、現地確認を行いました。現地は畑が耕作されておりましたが、既に太陽光発電は一部というか隣で稼働しておりまして、その増設ということで隣地の関係も問題ないと思いますので、よろしくご審議お願いします。

以上です。

○議長（地引正和君） 次に、調査に同行した石塚康夫委員から補足説明があればお願いいたします。

○16番（石塚康夫君） 補足説明のほう特にないのですけれども、非常に風の強い地域で、第2種農地ということと、それから隣地の説明は既に済んでいること、もう一つは、27年の2月に既に同じ施設をやっているということで、やむを得ないかなという感じです。よろしくご審議お願いします。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号の2について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の2については許可相当と決定いたします。

次に、議案第2号の3についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

在原君。

○事務局（在原浩一君） 議案第2号、整理番号の3についてご説明いたします。

議案3ページをごらんください。本件は、市外在住の個人が、市原市在住の農地所有者から申請地

を売買により取得し、太陽光発電施設用地に転用しようとする案件であり、土地の所在、権利関係は議案記載のとおりです。

なお、本件については、平成29年2月6日に申請書の提出がなされております。

総会資料15ページの位置図をごらんください。申請地は、平川行政センターから東側に約2キロ、国道409号線と県道千葉鴨川線の交差点から南方面に約800メートル、木更津市との境に位置し、住宅、山林、周辺との高低差により分断される小集団の生産性が低い第2種農地と判断されます。

総会資料16ページをごらんください。土地利用計画についてですが、隣接する山林との一体計画であり、全体で480枚のパネルが設置され、そのうち農地部分には148枚が設置されます。

排水については、汚水雑排水は発生せず、雨水については、浸透により処理する計画となっております。

総会資料17ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

16番、石塚康夫委員。

○16番（石塚康夫君） 16番、石塚です。2月17日に切替委員と一緒に、風の強い日に11時半から現地を調査いたしました。隣に写真のとおり民家があるのですが、前回の隣の山林というところが、実は前に農地だったので、20年以上かけて農地として復帰するには非常に困難だと、採算も合わないし、今回の場合には、太陽光施設をつくるということで、それには十分可能だということだったと思うのですが、その隣が実は今回申請地なのですが、雑草とかセイタカアワダチソウとか、そういったもの枯れて、ある程度刈ったような状態でした。前回のときには、特に山林のほうの調査のときには非常にもう荒れていて、なかなか入る場所がなかったような感じでした。そういうことを考えますと、2種農地ということで隣には民家があるし、火災等、あるいは鳥獣被害、鳥獣の巣になる可能性も十分あるし、ちょっと離れたところには畑もありますので、そういうことを勘案するとやっぱり2種農地ということでやむを得ないのかなという感じはしてきました。そういうことも踏まえて、よろしくご審議のほど、お願いします。

○議長（地引正和君） 次に、調査に同行した切替三夫委員から補足説明があればお伺いいたします。

○3番（切替三夫君） 石塚さんが説明してくれましたので、補足することはありません。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。どうぞ。

○6番（注連野千佳代君） 6番、注連野です。ちょっと伺いたいのですが、この写真、17ページの写真を見る限りだと太陽光発電のパネル等が見えないのですが、今もう既に並んで立っているのでしょうか。それとも何もやっていないような状態なのでしょうか。

○議長（地引正和君） 事務局。

○事務局（在原浩一君） 事務局、在原です。この申請を受けまして、この後、許可を受けた後に実際の設置になります。

○6番（注連野千佳代君） 前回、これ……

○事務局（在原浩一君） 石塚委員おっしゃっていただいた前回というのが、もともと農地地目だったものの地目変更が1回入りました。前回山林だったということで前回という言葉を使っていたと思うのですが、実はこの17ページの写真の白い、今回のこの申請地の隣とか奥の部分、平らになっているのですけれども、ここが実は相当の木とかが生えていまして山林化している状態だったことから、山林への地目変更が一旦ありまして、それを今この写真を見ると、伐採、抜根した状態で平らになっております。太陽光の計画なのですけれども、この山林とあわせた形での売電契約になっておりまして、その関係でこの農地の部分の許可がおりたのとあわせて山林部分にも設置されるという、そういう予定になっているとのことです。

以上です。

○6番（注連野千佳代君） わかりました。

○議長（地引正和君） ほかに質疑はございませんか。

どうぞ、山口委員。

○14番（山口勝久君） 14番、山口です。今回のこの畑の所有者と、今まで山林だったところ、今までというか地目変更で山林だった場所というのは、所有者というのは同じ方なのですか。

○事務局（在原浩一君） 事務局、在原です。両方とも持ち主のほうは一緒です。

○14番（山口勝久君） わかりました。

○議長（地引正和君） いいですか。

○14番（山口勝久君） はい。

○議長（地引正和君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。どうぞ。

○16番（石塚康夫君） 自分で説明した案件なのでちょっとどうかなと思ったのですけれども、16番、石塚です。たまたま2つの案件が太陽光施設ということで重なっていたのです。それで、その中で片方は既存の施設、片方はこれからつくる。かといって、自分自身がどうしたらいいか迷ったのですよね。最終的には窓口である程度却下なり不許可なりという形で申請書類をカットしてあって、最終的にこの委員会で意見を付記して県のほうで認可はされると思うのですけれども、ある程度その中で自分たちの意見としてどうしたらいいかというのが、やっぱりちょっと疑問に感じたのですね。我々農

業委員は、地元の状況もある程度理解しているし、書類上だけではない部分が非常に高いわけですが、そういう中で先ほどちらっと私も言ったのですけれども、農地法の趣旨からいけば優良農地を守るために第2種農地だったらしようがないですねという形で、今回この書類が上がってきたと思うのですけれども、そういう観点からするとやっぱり非常にこの高谷という地区はイノシンだとか、そういった被害が激しい場所なのですね。だから、そういう意味でこれを、本来であれば農地ですから、余り農地を守る観点からすれば思わしくないのでしょうけれども、1種農地を守るために2種農地からということがあるみたいなことを耳にしましたので、そういう観点からすると非常にそこら辺も踏まえて、農業委員として、こういう申請はこれからやっぱり出てくると思うのですけれども、共通認識を持ったほうがいいのではないかという気はしたのです。担当地区ということで非常に悩んだ末、やっぱりやむを得ないのかなということなのですけれども、そこら辺も討論ということであえて質問させて、質問というか提案させていただきました。

○事務局（在原浩一君） 事務局、在原です。大変貴重なご意見、慎重な審議をしていただいていることを感謝したいと思います。まず、申請関係について、何度もこの総会の中でも経験等でいろいろお話しさせていただいたかと思うのですが、農地法の中でいう、農地法というか農地転用の事務指針、県のほうで示しているものがあります。その中で農地というと、一番最上位にあるのが農振農用地区域内農地、次に甲種農地、そして第1種農地、第2種農地、第3種農地といくのですが、そのうち第1種農地までというのが通常原則許可ができません。その中で申請の相談があった段階で第1種農地と判断されるものについては、事務局として第1種農地になりますので、基本的にその申請をされた場合でも許可にはならないというようなお話をさせていただきます。当然第2種農地というのは、状況により許可でき得るものだよというような話から話に入っていくわけなのですが、第2種農地の中であってもやはり位置的な状況から微妙なところがあると思います。その中で考えた中で、県ともうちのほうも位置的な、1種農地とかというのを位置的な基準というわけなのですが、位置的な部分について話をした中で、これは何とかいけるかなというような状況というものについては申請をお預かりします。そこから今度農業委員さん、現地の確認に行っていただくわけなのですけれども、今石塚委員がおっしゃられたように、私どもより、当然地元のことで各状況とかをご理解いただいていると思います。その中でやはり何が一番いけないか。2種だからといって何でも許可できるということは当然ありませんので、周りの農地とか周辺の状況、その辺に影響がなければ、当然許可して転用していくのはやむなしなのかなというふうに考えております。

ですから、今石塚委員がまさにおっしゃったとおりなので、今後委員さん、いろいろな件で、大体通常、今回保育園用地が1種の特例という特殊なものもありました。それについては事務局またどうしてこうなったかという説明しますけれども、通常2種農地というもので申請が上がってくるのが一番多いと思います。事務局としましても、その施設的なもの、ここにこれをつくっていいのか、もしくは先ほど出てきている位置的なもの、周辺農地とのかかわりというものの中で申請になるかどうか

かというような形になっていくと思いますが、当然その位置的な関係でよりもう一步深く状況とか、もしくは周辺の農地への取り組みとか影響度とかというのは農業委員さんのほうがよくご存じだと思いますので、その辺は事務局が申請書を受けました。で、委員さんに行っていただきます。総会に来ます。事務局はこういう関係でこういうふうに説明を受けて、そのために申請になりましたよという説明をします。委員さんの中にはやはり事務局がそれで申請を受けましたけれども、農業委員として考えると、ここにこれがつくのは絶対影響があるよというような考えがあれば、当然その旨言っただいて、その辺、事務局から上がった案件について、ここにこの施設ができることについて、地元、それから周辺のことを考えて、転用されることがいいか悪いか考えて率直な意見をいただければよろしいかと思います。そして、その中で審議いただいた結果をもって、県のほうに進達していきたいと思いますので、皆さん方、事務局が受けたから全ていいのだよということではなく、委員さん方、周辺の状況を考慮した中で現地の確認等を行っていただければと思いますので、その辺皆さん同じ考えを持って対応していただきたいと思います。今回本当に貴重な意見をありがとうございました。

○議長（地引正和君） どうぞ。

○16番（石塚康夫君） 参考までに聞きたいのですけれども、この方もやっぱり相続で、市原の方が相続されて農地を所有したということですね。

○事務局（在原浩一君） そうです、はい。

○議長（地引正和君） 今の事務局の説明の中で、何かほかに討論があれば。どうぞ。

○6番（注連野千佳代君） たまたまこの土地が高谷で、先日セミナーがありましたよね。講習を受けた後に地区別で集まってちょっと討論というか、何かあったではないですか。そのときにも高谷の方とかから出ていたのですけれども、やっぱり谷津田とか多くてイノシシの被害が多くて、お米つくっても出せなかったりとか、でも農地を守ってくださいよと言われても、お米、その一方で、この前の講習でもそうですけれども、お米をつくり過ぎないでくださいよみたいなことがあったり、ではどうしたらいいのだというようなことも出ていましたので、地域によってそういうような条件の悪い農地がたくさんあるような場所ってほかにもあると思うのですけれども、そういうところを一体どうやってやっていったらいいのかというようなことも、皆さんでもアイデアとかあったら何かの機会でも話していけたら、太陽光発電を、だからこういうふうに活用していくというのも一つの案だし。

ちょっとまた話は変わるのですけれども、太陽光発電をやりたいって、高齢化でちょっと厳しいから太陽光発電をやりたいと思って聞いてみたら、その許可がおりなくて、もうその方たちはがっかりだったのだよというお話をされていた方もいらっしゃったのです。だから、その辺も太陽光発電やるにして、受けられる、受けられないという、その基準もちょっと、私自身不勉強なもので、今回は1件許可になったではないですか。また、今回なのだけでも、そういうところも余りよくわからないので、そういうところも含めてもうちょっとお話し合えたらなと思います。だから、討論というか、そういう何かアイデアを出したりしてどうやっていったらいいかという話し合いの場ももしかしてあ

ってもいいのかなと思っていたところです。

○事務局（在原浩一君） 今この議案審議中ですけれども、一旦では簡単に、先ほど第1種農地とか、そういったものが出たと思うのですけれども、その辺について少しだけ説明させていただきたいと思います。本題からそれてしまうような形で申しわけないのですが、通常先ほど言ったように2種農地というのが、許可基準でいくと許可してもやむを得ないだろうという農地になります。その2種農地との違いというところで言いますと、まず農地の広がりというような状況が判断基準になります。該当申請地の周辺、隣接地というところで、これは現況が耕作されているとかということではなくて、農地扱いになっているものというか、山林とか家屋とかそういったものでなくて、農地だよ、耕せばすぐ耕作できるよというような農地も含めて広がり的に10ヘクタールという、10ヘクタールだから10万平方メートルになりますか、の農地がつながっているとこれは優良農地だよという判断を県がします。そのつながり、今農地同士のつながりというような話が出たのですけれども、そのつながりを分断するものという要素があります。分断するものとして家屋、山林、道路、水路で、この道路については当然国県道、市道でいうと平成通りのように片側2車線とか中央分離帯があるよとかという道路は、市道でも分断要素になります。また、逆に県道といっても場所によっては細い県道がありますので、その細い県道については、交通量が一番大きな問題になるのですけれども、容易にトラクターとかで渡れば、横断できれば県道でも分断にはしないよというような話になっております。水路については、やはり近くに、今回、橋がかかると思うのですけれども、近くに橋がなくてトラクターで渡れないよというようなところが分断要素になります。今回もあったのですけれども、段差ということで、大体この段差というのが目的的に2メートルぐらいというような形の段差ということになると、そこも分断だよという要素になります。その分断要素を入れていった中で、ではこの農地がどれだけの農地とつながっているかという基準で、10ヘクタール未満であれば第2種という判断になりまして、一旦それは次、位置的基準をクリアします。次に、では何を建てるの、何をやるのということが一般基準ということになりまして、そのものについて、ではここにそれをつくることの影響がどうなのだろうというのを事務局サイドで判断した中で、ではこれだったらやむを得ないのかなということになると申請になります。その申請を受けたものを委員さんのほうにお願いして、先ほど言ったとおり、より深い状況、いろいろ地域に根づいた状況もあると思いますので、その辺を踏まえて農業委員さんどう考えますかということで現地調査、それからこの場での発表というような形をとらせていただいています。基準は先ほど言ったとおり、ですからまず一番簡単な考え方でいくと10ヘクタールのつながりがあるか、ないかというのが一番の判断材料になっております。また、なかなか、これも何度か話もしてきた中ですけれども、難しいと思います。個別にやることもそうですし、これからこの年度ここまで来てしまったのですけれども、これまた、この後、事務連絡等でお話ししたいと思いますけれども、これについてはまた講習会というか、ご説明等お話しする場を設けたいと思いますので、とりあえずよろしくお話ししたいと思います。

○事務局（菊池博君） 余分かもわかりませんが、この〇〇地区で農地が谷津田とか荒れてしまって、その有効活用というご相談がいろいろ、意見もあったというようなお話、委員からもありましたし、また石塚委員が、この農地は相続ですかというような質問されたのは、恐らく要は相続で受けて、不在地主で、自分は直接農業をやっていないので、でも土地がある。それ荒らされていると言われてい。では、どうしたらいいのという不在地主の方いっぱい、農業委員会にもそういう相談が実は来ております。ただ、農業委員会の立場としては農地を守るという大前提なのですけれども、その農地を守るのもだんだん変わってきてまして、先ほど言った1種農地の広がりのある優良のその地域、農地として活用していく地域であれば、なかなかそれは転用は農業委員会としては認められません。当然認められませんですけれども。また、2種農地なりであれば、本来は農地を農地として守る、あるいは逆に昔は農地を転用して、それを転売、転売とか、土地転がしのような形をすとかという形もあったものですから、なかなか基準が厳しいものありますけれども、最近はですから不在地主のように、あるいは活用、せっかくある土地を荒らしているよりは太陽光で使うということは当然あると思います。そこら辺のめり張りは、やはり農業委員会のほうとしても守らない土地だということだめですと。場所によっては、これは所有者の方の状況ですとかいろんなことを勘案して、また周辺の農地、周辺の地域を勘案して、やはり土地として活用したほうがいいだろうというような、ある程度めり張りをつけた判断というか審議になるかなというふうに思います。これはちょっと老婆心というか余分なことですけれども、農業委員会の立ち位置としてはそういう形なのかなというふうに思っております。

○議長（地引正和君） まだ1年しかたっていないから判断とか非常に難しいと思いますので。では、討論で石塚さんが現地視察へ行ってやった人が、ああいう形で言いましたけれども、この辺で討論がなければ討論終結して採決をしたいと思えますけれども、いかがでしょうか。いいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） では、討論はないようですので、これにて討論を終結いたしまして、採決をいたします。

議案第2号の3について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の3については許可相当と決定いたします。

◎議案第3号 平成28年度第11次農用地利用集積計画書（案）の承認について

○議長（地引正和君） 次に、議案第3号 平成28年度第11次農用地利用集積計画（案）の承認についてを議題といたします。

議案第3号について事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第3号についてご説明いたします。

この農用地利用集積計画書（案）については、農地法第3条の第1項第7号に該当し、農地法の申請による許可ではなく、農業経営基盤強化促進法により農業委員会の審査及び決定を受けるために審議をいただくものです。

この農地法第3条の第1項第7号の規定とは、農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告があった農用地利用集積計画の定める「農業経営基盤強化促進事業」という農用地の利用権設定もしくは移転または所有権の移転を促進する事業については、農地法の申請による許可を受けなくてもよいとされています。

今回の申請は、利用権設定が3件、所有権移転が2件となっております。

それでは、農用地利用集積計画書（案）の5ページをごらんください。

まず、利用権設定を受ける方は3人で、面積は62.4206アールとなっております。

利用権設定の詳細内容につきましては、1ページの農用地利用集積計画各筆明細書記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

再び5ページにお戻りください。今回の利用権設定を受ける方の申請面積等が記載されておりますので、ご説明させていただきます。

〇〇〇〇さんは、2筆を畑として利用し、申請面積は28.7206アールで更新となっております。

〇〇〇〇さんは、3筆を畑として利用し、申請面積は11.09アールで新規設定となっております。

〇〇〇〇さんは、1筆を畑として利用し、申請面積は22.61アールで更新となっております。

次に、8ページをごらんください。所有権設定を受ける方は2人で、面積は57.74アールとなっております。所有権設定の詳細内容につきましては、6ページの農用地利用集積計画各筆明細書記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

再び8ページにお戻りください。今回の所有権設定を受ける方の申請面積等が記載されておりますので、ご説明させていただきます。

〇〇〇〇さんですが、申請面積は10.24アールで、売買による所有権移転でございます。

〇〇〇〇さんですが、申請面積は47.50アールで、同じく売買による所有権移転でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。
採決いたします。

議案第3号について賛成の方挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号については原案のとおり可決されました。

◎議案第4号 別段の面積（下限面積）の設定について

○議長（地引正和君） 次に、議案第4号 別段の面積（下限面積）の設定についてを議題といたします。

議案第4号について事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案4ページをごらんください。農業委員会は「農業委員会の適正な事務実施について」に基づき、毎年、別段の面積の設定または修正の必要性について審議することとなっております。

この別段の面積とは、新規就農者などが農業に参入しやすいようにすることや、地域の実情に合わせて農業委員会が定める下限面積のことを言い、いわゆる最低限耕作に必要な面積で、主に農家要件の判定などに使用している数値です。

なお、現在の袖ヶ浦市は、農地法第3条第2項第5号に基づき50アールとしております。この数値については、新規に農業を誰もができるようにするなどの観点から、毎年見直すことが必要であるとされており、本市農業委員会においても下限面積を見直すことが必要かどうか審議いただいているところです。このことの審議に当たり、事務局の案としましては、経営面積が小さいと生産性が低く、農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われないうこと、また新規就農については耕作面積の小さい者の数が増加することにより、農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を来すことが懸念されるため、本市の下限面積については、農地法で定められているとおり50アールとして変更を行わないものとする提案をいたします。

また、総会資料の18ページに農地法施行規則の別段面積の基準として条文を記載しておりますので、ごらんください。農地法施行規則第17条第3号、農業委員会が定めようとする別段の面積は、設定区域内においてその定めようとする面積未満の農地を耕作に供している者の数が、当該設定区域内において農地を耕作に供している者の総数のおおむね100分の40を下らないように算定されるものであることとなっております。

この条文を言いかえてご説明しますと、下限面積を50アール未満に設定しようとした場合は、農家

要件を満たす人が60%を超えてはならないとなっていますが、現在の本市は下限面積を50アールに設定している段階で既に88%となっており基準を満たしておらず、下限面積を50アールよりも少ない基準とすると、農家要件を満たす人の割合が多くなってしまふことから、新たな下限面積の設定はできないこととなります。このことから本市の下限面積については、農地法で定められているとおり、50アールとして変更を行わないものとしたと思います。

ただいまご説明しました内容を図に示したものが、お手元に配付させていただいた別紙に載せてありますのでごらんください。

説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

どうぞ、有原さん。

○7番（有原敏夫君） 7番、有原です。この面積、50アールが最低限の話だと聞きましたけれども、これは畑と田んぼ、どちらも50アール。

○議長（地引正和君） どうぞ。

○事務局（高品吉朗君） 事務局、高品です。田んぼと畑合わせて50アールという要件になっています。

○議長（地引正和君） どうぞ。

○7番（有原敏夫君） 経営的に見ると、畑が例えば50アールなくても30アールでも相当の、やり方によっては収入を上げられる場合もあるかなというふうに思うのですけれども、その辺は面積だけで判断していいものかどうかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（地引正和君） どうぞ。

○事務局（在原浩一君） 事務局、在原です。有原委員のおっしゃる内容なのですけれども、確かに30アールでも十分やっつけられるという部分があるかと思えます。法律に基づいてこの基準というものがありまして、法律上は基準50アールだよという基準になっております。逆におっしゃったとおり30アールで今やっつけられるだろうというの、これは正しい意見だとは思いますが、これも法律に基づいていきますと、図に書いてのとおり50アールを下げた場合、例えば40アールにしたよという場合に、その下げたときの農家、その要件を持った人数が60%を超えてはいけないという法律の定めなのです。袖ヶ浦の場合、その集計を出してみると、現時点で50アール以上の所有、耕作、農家要件を持った人が既に88%いますので、現在これですから、40アールにした場合、60%を超えてはいけないよというところがあるのですけれども、既にもう88%なので、法律に基づいての協議になると、ここで審議だと上げておきながら、既にもういじれない状態というのは事実なのです。なので、この後も、これもお話しさせていただきたいと思うのですが、実際にそういう状況なので、法律的にいくと、ここに上げておきながら申しわけないのですが、下限面積をいじることはできないのでご理解いただきたいと思います。

○7番（有原敏夫君） わかりました。

○事務局（菊池博君） もう一つ、ちょっと補足になるかと思いますが、今50アールというか、法で決められたものということで、確かに水田と畑では、経営効率といいますか、畑であれば30アールぐらいいでも経営的に成り立つのではないかということ、そのとおりだと思いますけれども、ただ法律上はこの50アールが基準で、それはこちらの説明の中でも田んぼ、畑合わせて自作地、それから経営農地ということで、合わせて50アールということなので、特にそれが法律上あるいは基準上、区別をしているわけではないのですね。ただ、おっしゃるとおり30アールで、では経営ができるような畑地域だったら、その畑地域に限定して、ではこの地域は30アールにしておきたい。そういうのがあるかというところ、ここら辺は確かに議論の余地があるのではないのかなというふうに思います。ただ、今一応ここでも法律にあるように、定めようという、地域ですから、全域でなくてもいいわけなのです。では、大字ごとに、昭和地区だったら、あるいは長浦地区だったら、その地区ごとに、ではこの昭和地区は30アールにしようかという議論も実はありなのです。あるいは畑ばかりで持っている、では長浦地区、畑多いので、では30アールにしようかという議論は確かに、それは可能といえば可能なのです。ただし、今のところ畑、田んぼを区別しないということと、もう一つは、50アールが基準だということと、今言ったようにこの規則で既に袖ヶ浦の場合は、ここには出ておりませんが、長浦地区で一番小規模農家が多い。要は50ヘクタール以下を所有している農家の方が多い昭和地区でもまだ22%ということで、これが40%、要は小規模、例えば40アールを所有している人が40%を超えなければ40アールにはできないというような規定ですから、なかなか厳しいと。昭和地区でも22%、一番小規模が多いところでもまだ22%というようなことで、22%でしたか。そもそもこの農地法の施行規則の1項第3号のこの規定にクリアできていないので、本来提案すべき、今在原が言いましたけれども、審議する以前の問題でちょっと厳しい条件なのですが、そういう状況もご説明していただいて、これ毎年見直して検討する必要があるということで、これは決まっておりますので、こういう提案させていただいて状況はこういうことですのでということをご理解いただきたい。

○議長（地引正和君） どうぞ。

○16番（石塚康夫君） どちらを選択するかという……済みません、16番、石塚です。逆に返せば、今現在88%を満たしているわけですから、これを50アールでなくて60アールに上げることは十分法律的には問題ないと思いますね。という解釈でよろしいですか。ただ、最低基準、農地法上の最低基準として50アールであるから、そちらを選択しますという意見だと思っておりますけれども、その60%以内ということであれば、逆に上げてもいいということですね。上げることは可能という意味合いで。

○議長（地引正和君） 事務局。

○事務局（在原浩一君） 事務局、在原です。すごい鋭い質問なのですけれども、県内状況というのを全部報告をいただいている状況なのですが、50アール以上というところを設定している市町村、実際のところはないのが事実なのです。ただ、状況的に、おっしゃるとおり、そのこの条文の逆解釈を考え

れば、これは可能だと思います。場合によって、それも必要、現状を見ると必要になる可能性もあるとは思いますが、次回総会までお時間をいただいた上で、次回の総会のときにこの辺お話をさせていただければと思うのですが。

○16番（石塚康夫君） いや、ちょっと参考までに聞いている。

○事務局（在原浩一君） ただ、これおっしゃったとおりに調べる価値があると思いますので、きょうはそういう状況で即答はできませんので、次回に回答ということでご理解いただきたいと思います。

○16番（石塚康夫君） それと、もう一つ、よろしいですか。

○議長（地引正和君） はい、どうぞ。

○16番（石塚康夫君） あくまでも所有農地は50アールということですよ。例えば所有農地30アールで、新規就農30アールで借用地が20アールあって合わせて50アールだったら、新規就農は可能。その場合に別段の面積の下限を、両方、借用と合わせて50アールであれば新規就農は可能ということではないわけですね。

○事務局（在原浩一君） はい。

○事務局（菊池博君） もう一つ、これは所有という、経営面積ですので……

〔「耕作面積」と言う人あり〕

○事務局（菊池博君） 耕作面積ですね。経営耕作面積ですので、所有しているというよりも実際耕作しているということで、それは他から借りて耕作しているものもこの面積の中には入っているという考え方です。

○16番（石塚康夫君） 収入にこだわらない。

○事務局（菊池博君） 経営面積。

○16番（石塚康夫君） 貸し付けは除くのですか、貸し付け地は。

○事務局（菊池博君） 逆に耕作していないのは除くということになりますので。

○議長（地引正和君） きょうは難しい案件ばかり出ている。それから、ほかの君津なんかは40アール、この間、20アールとか30アールというのは。また、これは……

○事務局（菊池博君） よく地元から50アールでは厳しいのではないかとか、もっと下げるべきだという意見も、地元に戻ったときにあるかもわかりません。実際に現実問題として40アールとか設定しているところ、極端な話、〇〇〇〇というところは10アール、全町が、全地域がなっています。そこら辺も例えば実際の話、この案件の中で〇〇〇さんとか〇〇〇さんにどういう理由でこうしたのですかと実は担当のほうから聞いているわけなのですが、そもそもこれ遠い昔に、逆に県のほうから指定があったというようなことで、ではどういう理由で指定になったのかということ、それが実はわからないという回答で、それもまた県のほうにも問い合わせたのですが、実は回答が得られていないというのが現状でして、まだ細かく詳細に全地域を県下を聞いているわけではありませんけれども、実際のところはそういう、何か一つは、経緯としてはいつの時期かわかりません。昔、県からの指定に

よって、〇〇は結構〇〇とか、そちらのちょっと山間部の余り大規模な農家でないというふうに思われる、そういう谷津田等のところで、それに合わせるように、皆小規模だから小規模に合わせたというのがあるのかなという、これは想像です。そういうのがありますが、そこら辺の理由はまだわかりませんので、もう少しまた機会がありましたら、そこら辺は研究して、先ほどの60アールにできるのかということ、上のほう、上振れできるのかということもありますので、そこら辺はまた皆さん方にご報告させていただきたいと思います。

○議長（地引正和君） いいですか。

年に1回これ出さなければいけない。そのちょうど時期だということ。1年間また頑張らましよう。

では、質疑はほかにはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第4号について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第4号については原案のとおり可決されました。

◎報告事項

○議長（地引正和君） 次に、日程第3の報告事項に入ります。

事務局の説明を求めます。

在原君。

○事務局（在原浩一君） 事務局、在原です。報告1号についてご報告いたします。

議案5ページから6ページをごらんください。農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7項の規定に基づき局長専決にて処理しましたので報告いたします。なお、専決処理期間は、平成29年1月1日から平成29年1月31日までで6件です。

報告第2号についてご報告いたします。

議案7ページをごらんください。農地法第18条第6項の規定による解約届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7項の規定に基づき局長専決にて処理しましたので報告

いたします。なお、専決処理期間は、平成29年1月1日から平成29年1月31日までで1件です。

報告は以上でございます。

○議長（地引正和君） 報告は以上です。

◎その他

○議長（地引正和君） 次に、日程第4、その他に入ります。

委員から何かありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 事務局から何か。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） ないようですので、本日の日程は全て終了いたしました。

◎閉 会

○議長（地引正和君） これをもちまして第11回農業委員会総会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでございました。

午後4時25分 閉会